

「こうざき船着場」

指定管理者募集要項

令和7年10月

神崎町

〈 目 次 〉

1	募集の趣旨	3
2	募集の概要	3
3	対象施設の概要	4
4	指定管理者が行う業務の範囲	4
5	指定管理業務に要する経費	5
6	指定管理者の募集に関する事項	5
7	応募に関する事項	6
8	審査及び選定に関する事項	8
9	協定に関する事項	8
10	事業方向に関する事項	9
11	関係法令の遵守	9
12	その他	10
13	問い合わせ先	10

こうざき船着場の指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

平成15年9月に地方自治法の一部改正が施行され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者の選定にあたっては、事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

本募集要項は、こうざき船着場の指定管理者の募集を行うことに関する必要な事項を定めたものです。

2 募集の概要

(1) 施設名称

こうざき船着場

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

(3) 設置者

神崎町長 椿 等

(4) 指定管理者の募集及び選定の方式

指定管理者の募集は公募とし、提案内容の審査は、書面で実施し、指定管理者の候補者を選定します。

(5) 選定委員会の設置

「神崎町の公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例施行規則」に基づき、「神崎町公の施設指定管理者選考委員会」を設置し、選定基準に基づいて提案内容の審査を行います。

(6) 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、申請書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

また、選考の経過及び結果は、指定管理者として選定後、町ホームページへの掲載等により公表します。

(7) 協定の締結

町は、指定管理者の候補者と協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。

議会の議決後は、指定管理者の候補者を指定管理者として指定し、協定を締結します。

(8) 問い合わせ先

神崎町まちづくり課建設係
〒289-0292 香取郡神崎町神崎本宿 163 番地
電話 0478-72-2114 FAX0478-72-2110

3 対象施設の概要

(1) 目的

こうざき船着場は、利根川舟運の振興と利根川を活用した水上スポーツ及びレクリエーション活動の普及のための拠点として、町民や町外からの利用者に対し、より開かれた身近な施設となり、地域の活性化に資することが期待されます。そのため、こうざき船着場の運営にあたっては、周辺地域及び施設の特性を十分踏まえる必要があります。

利根川沿岸は天の川公園、こうざき自然遊歩道と連携するレクリエーション地区として位置づけられており、この施設の効果的な活用が、「潤いのある住生活空間の確立」に繋がり、こうざき船着場の果たすべき役割だと考えます。

(2) 対象施設の概要

施設名称	施設規模
係留デッキ	20m(幅)×4m(奥行)
ボートスロープ	10m(幅)×22.5m(奥行) 勾配 1／6
多目的広場①	面積 2,215 m ²
駐車場	普通車 20 台 大型車 13 台 面積 1,959 m ²
多目的広場②	面積 5,184 m ²

4 指定管理者が行う業務の範囲（別添「業務の実施基準」を参照。）

指定管理者が行う業務は次のとおりとします。指定管理者は募集要項及び業務の実施基準並びに町の指示に従い、公の施設の管理者として適切な施設運営を行わなければなりません。

指定管理者は、ここに定める業務の一部を委託することはできますが、業務全部を他の事業者に委託することはできません。

- (1) 利用の許可、許可の取消し及び停止に関する業務
- (2) 利用料金の徴収等に関する業務
- (3) 施設の維持管理及び補修（軽微なものに限る。）に関する業務
- (4) その他船着場の管理運営に関し、町が必要と認める業務

5 指定管理業務に要する経費

(1) 利用料金制

本施設では、利用料金制を適用します。

利用料金の額は、条例で定める範囲内においてあらかじめ指定管理者が町長の承認を得て定めるもので、指定管理者の収入となります。

(2) 指定管理料

指定管理料は交付しません。また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合も、原則として補てんは行いません。

(3) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理し、指定管理業に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

6 指定管理者の募集に関する事項

(1) 指定管理者の募集及び選定スケジュール

ア 募集要項の配布	令和8年1月5日～1月14日
イ 申請書類の提出受付	1月15日～1月23日
ウ 事業計画等のヒアリング	1月26日～1月30日
エ 指定管理者の候補者選定	2月上旬
オ 指定管理者の候補者との仮協定締結	2月上旬
カ 指定管理者の指定	3月下旬
キ 指定管理者との協定締結	3月下旬

(2) 指定管理者の募集手続き

ア 募集要項の配布

募集要項を令和8年1月5日（月）から配布します。

配布場所：問い合わせ先に同じ

配布時間：平日 午前9時～午後5時

イ 申請書類の提出受付

申請書類を以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和8年1月15日（木）～1月23日（金）

午前9時～午後5時（閉庁日を除く。）

受付方法：神崎町まちづくり課建設係宛てに持参又は郵送のいずれかで提出してください。

(郵送の場合は、23日必着)

ウ 事業計画等のヒアリング

応募者の提案内容について、聞き取りを行います。

開催日時：1月26日（月）から30日（金）（予定）

開催場所：神崎町役場 会議室

エ 指定管理者の候補者選定

町選考委員会での審査の結果をもとに、指定管理者の候補者を選定します。

選定結果は、応募者に郵送で通知します。

オ 指定管理者の候補者との仮協定締結

町は、指定管理者の候補者と協議を行い、協議成立後に仮協定を締結します。

カ 指定管理者の指定

議会の議決後に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定します。

キ 指定管理者との協定締結

町は、指定管理者と協定を締結します。

7 応募に関する事項

(1) 応募者

ア 応募資格

船舶についての高い知識を有すると併に、神崎町に事務所を有し事業を行っている法人等の団体（以下「団体」という。個人での応募は不可）

イ 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができない。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

② 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

③ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者

(2) 応募書類

ア 指定申請書（施行規則第1号様式） 2部

イ 施設の管理業務に関する事業計画書 6部

ウ 施設の管理業務に関する収支予算書 6部

エ 申込資格を有していることを証する書類 各2部（原本1部・コピー1部）

① 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

- ② 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- ③ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

オ 団体の経営状況を説明する書類。ただし、当該団体が②及び③に掲げる書類を作成していない場合を除く。 各2部（原本1部・コピー1部）

- ① 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- ② 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度及び前々年度（団体が設立してから2年を経過していない場合は、設立の時から現在まで）の貸借対照表及び損益計算書
- ③ 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度及び前々年度の事業報告書（団体が設立してから2年を経過していない場合は、設立の時から現在まで）
- ④ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(3) 留意事項

ア 接触の禁止

選定委員会委員及び関係町職員に対して、本件提案についての接触を禁じます。（面接・応募に関する質問等、正当な行為を除く）

接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

イ 重複申請の禁止

応募1団体につき、申請は一つとします。複数の申請はできません。また、一つの団体が複数のグループ応募に加わることはできません。

ウ 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

エ 虚偽の記載をした場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

オ 申請書類の取り扱い

申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

カ 申請の辞退

団体の解散等の事情により応募を辞退することが明白となった場合は、速やかに応募を辞退する旨、書面により提出すること。

キ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、団体の負担とします。

8 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者の候補者の選定に当たっては、「神崎町の公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例施行規則」に基づき「神崎町公の施設指定管理者選考委員会」を設置し、同委員会の審査による選定を受け、町が指定管理者の候補者を選定します。審査は、書面審査を行うものとします。

(2) 選定基準

審査における選定基準は次のとおりです。

評価項目	配点
① 施設設置の目的が達成されていること(事業計画書)	20点
② 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること(事業計画書)	10点
③ 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に関する経費が適正であること（事業計画書）	20点
④ 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行い、資産その他の規模及び能力を有すること（貸借対照表・損益計算書）	10点
⑤ 業務に関する安全確保及び緊急時の対策が確保されていること(事業計画書)	20点
⑥ 船舶に関する知識を有し、施設の運営に対する熱意と意欲を有していること（事業計画書）	20点
合計	100点

9 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

町は、「神崎町公の施設指定管理者選考委員会」の選定結果に基づき、指定管理者の候補者と協議を行い、協議成立後に、仮協定を締結します。議会の議決後に指定管理者に指定するとともに、本協定を締結する予定です。

(2) 協定内容

ア 業務の範囲と実施条件

- イ 業務の実施
- ウ 備品等の取扱い
- エ 業務実施に係る確認事項
- オ 利用料金
- カ 指定期間の満了
- キ 指定期間満了以前の指定の取消し
- ク その他

10 事業報告に関する事項

(1) 事業報告書の提出

- ア 指定管理者は、毎会計年度終了後 60 日以内に、その管理する公の施設に
関し、次の事項を記載した事業報告書等を作成し、提出しなければなりません。
 - ① 管理業務の実施状況及び利用状況
 - ② 利用に係る料金の収入の実績
 - ③ 管理業務に係る経理の状況
 - ④ その他管理の実態を把握するために町長が認める事項
- イ 指定管理者は、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り
消された日後 30 日以内に当該年度の該当日までの間の事業報告書を作成し、
町長に提出しなければなりません。
- ウ 町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管
理業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実
地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

11 関係法規の遵守

業務を遂行する上で、関連する法規がある場合は、それらを遵守することとし
ます。こうざき船着場の設置及び管理に関する条例のほか、特に以下のことに
気をつけてください。

(1) 地方自治法

- ア 第 244 条第 2 項
指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用すること
を拒んではいけません。
- イ 第 244 条第 3 項

指定管理者は、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはいけません。

(2) 神崎町個人情報保護条例

神崎町では個人情報を保護するため、その適正な取扱いに関し必要な事項、及び保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を条例で定めることにより、個人の権利利益を保護し、町政の適正かつ公正な運営を図っています。本条例第13条第2項では、個人情報を扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、指定管理者においても保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬこととされています。

12 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、町は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、船着場施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

イ 当当事者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、船着場施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

町と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

13 問い合わせ先

289-0292

千葉県香取郡神崎町神崎本宿163

神崎町まちづくり課 建設係

電話 0478-72-2114

FAX 0478-72-2110

電子メール kensetsu@town.kozaki.chiba.jp